

公開草案 2022年10月18日

(意見募集期限 2022年11月25日)

監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書700</p> <p style="text-align: center;">財務諸表に対する意見の形成と監査報告</p> <p style="text-align: right;">2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 最終改正 2023年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第32号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 監査報告書》 (省 略)</p> <p>《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》 (省 略)</p> <p>《財務諸表監査における監査人の責任》 (省 略)</p> <p>36. 「財務諸表監査における監査人の責任」区分には、併せて以下を記載しなければならない。 (1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施する監査の</p>	<p>監査基準報告書700</p> <p style="text-align: center;">財務諸表に対する意見の形成と監査報告</p> <p style="text-align: right;">2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 最終改正 2022年 10月 13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第32号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 監査報告書》 (省 略)</p> <p>《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》 (省 略)</p> <p>《財務諸表監査における監査人の責任》 (省 略)</p> <p>36. 「財務諸表監査における監査人の責任」区分には、併せて以下を記載しなければならない。 (1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施する監査の</p>

改正案	現 行
<p>過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること。</p> <p>(2) 以下に関する監査人の責任</p> <p>① 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価並びに評価したリスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価すること。 ・ 重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施すること。 ・ 監査手続の選択及び適用は監査人の判断によること。 ・ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手すること。 <p>② 内部統制の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討すること（A49項参照）。 <p>③ 会計方針及び会計上の見積りの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価すること。 <p>④ 継続企業の前提の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付けること。 ・ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明すること。 ・ 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。 <p>⑤ 表示及び注記事項の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の表示及び注記事項が適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかを評価すること。 ・ 適正表示の枠組みに従って作成されている場合、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容を評価するとともに、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価すること。 <p>(3) 監査基準報告書600「<u>グループ監査における特別な考慮事項</u>」が適用となる場合の監査人の責任</p> <p>① <u>グループ財務諸表に対する意見を形成するための基礎として、グループ内の企業又は事業単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためにグループ監査を計画し実施すること。</u></p> <p>② <u>グループ監査のために実施される監査の作業の指揮、監督及び査閲</u>をすること。</p>	<p>過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること。</p> <p>(2) 以下に関する監査人の責任</p> <p>① 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価並びに評価したリスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価すること。 ・ 重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施すること。 ・ 監査手続の選択及び適用は監査人の判断によること。 ・ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手すること。 <p>② 内部統制の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討すること（A49項参照）。 <p>③ 会計方針及び会計上の見積りの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価すること。 <p>④ 継続企業の前提の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付けること。 ・ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明すること。 ・ 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。 <p>⑤ 表示及び注記事項の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の表示及び注記事項が適用される財務報告の枠組みに準拠しているかどうかを評価すること。 ・ 適正表示の枠組みに従って作成されている場合、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容を評価するとともに、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価すること。 <p>(3) 監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」が適用となる場合の監査人の責任</p> <p>① <u>グループ財務諸表に対する意見を表明するための、グループ内の構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手すること。</u></p> <p>② <u>グループ財務諸表の監査の指示、監督及び実施</u>をすること。</p>

改正案	現 行
<p>③ グループ監査責任者として単独で意見表明を行うこと（監基報600第53項参照）。</p> <p>（省 略）</p>	<p>③ グループ監査責任者として単独で意見表明を行うこと。</p> <p>（省 略）</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>（省 略）</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>（省 略）</p>
<p>《8. 監査報告書》（第18項参照）</p> <p>（省 略）</p>	<p>《8. 監査報告書》（第18項参照）</p> <p>（省 略）</p>
<p>《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》</p> <p>（省 略）</p>	<p>《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》</p> <p>（省 略）</p>
<p>《グループ監査特有の考慮事項》</p>	<p>《グループ監査特有の考慮事項》</p>
<p>A36. グループ監査の場合、監査報告書においては、通常、<u>グループ監査人に適用される職業倫理に関する規定</u>が記載される。これは、グループ監査においては、構成単位の監査人も、グループ財務諸表の監査に関連する<u>職業倫理に関する規定</u>に従うことになるためである（監基報600のA59項、A60項及びA69項からA71項参照）。</p>	<p>A36. グループ監査の場合、監査報告書においては、通常、<u>グループ監査チームに適用される職業倫理規程</u>が記載される。これは、グループ監査においては、構成単位の監査人も、グループ財務諸表の監査に関連する<u>職業倫理規程</u>に従うことになるためである（監基報600のA35項参照）。</p>
<p>A37. 一般に公正妥当と認められる監査の基準は、監査人（構成単位の監査人を含む。）が遵守すべき独立性を含む<u>職業倫理に関する規定</u>を定めるものではない。各国の<u>職業倫理に関する規定</u>は、国際会計士倫理基準審議会の「<u>職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）</u>」の財務諸表の監査における規定に、各国で要求されるより厳格な事項を加えて構成されていることが多い。そのため、グループ監査における<u>職業倫理に関する規定</u>は複雑となる可能性がある。</p> <p>監査基準報告書600は、グループ監査において、構成単位の監査人がグループ監査に適用される独立性に関する要求事項を遵守していない場合を含め、構成単位の財務情報に関して監査人が作業を行う上での指針を提供している（監基報600第25項及び第27項参照）。</p> <p>（省 略）</p>	<p>A37. 一般に公正妥当と認められる監査の基準は、監査人（構成単位の監査人を含む。）が遵守すべき独立性を含む<u>職業倫理規程</u>を定めるものではない。各国の<u>職業倫理規程</u>は、国際会計士倫理基準審議会の「<u>職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）</u>」の財務諸表の監査における規定に、各国で要求されるより厳格な事項を加えて構成されていることが多い。そのため、グループ監査における<u>職業倫理規程</u>は複雑となる可能性がある。</p> <p>監査基準報告書600は、グループ監査において、構成単位の監査人がグループ監査に適用される独立性に関する要求事項を遵守していない場合を含め、構成単位の財務情報に関して監査人が作業を行う上での指針を提供している（監基報600第18項及び第19項参照）。</p> <p>（省 略）</p>
<p>《Ⅳ 適用》</p> <p>（省 略）</p>	<p>《Ⅳ 適用》</p> <p>（省 略）</p>
<p>・ 本報告書（ 年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6</p>	

改正案	現 行
<p>月16日) 及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日) と同時に適用する。なお、2022年10月13日付けで改正された倫理規則の変更に関連する事項は、2023年4月1日から適用するが、日本公認会計士協会が公表する倫理規則(2022年7月25日変更) の適用と合わせて早期適用することができる。</p> <p>・ 本報告書(年 月 日改正) は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 一 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(年 月 日改正)</p> <p>《付録 財務諸表に対する監査報告書の文例》(A19項参照) (省 略)</p> <p>《文例1》 (省 略)</p> <p>* 個別財務諸表に対する監査で監査基準報告書600を適用する場合には、以下の文を監査人の責任区分の実施項目に追加する。 「・財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。」</p> <p>《文例2》 (省 略)</p>	<p>《付録 財務諸表に対する監査報告書の文例》(A19項参照) (省 略)</p> <p>《文例1》 (省 略)</p> <p>* 個別財務諸表に対する監査で監査基準報告書600を適用する場合には、以下の文を監査人の責任区分の実施項目に追加する。 「・財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。」</p> <p>《文例2》 (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査> (注1)</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結</p>	<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査> (注1)</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結</p>

改正案	現 行
<p>株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針を含む連結財務諸表の注記について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査上の主要な検討事項</p> <p>監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。</p> <p>[監査基準報告書 701 に従った監査上の主要な検討事項の記載]</p> <p>その他の記載内容</p> <p>[監査基準報告書 720 に従った記載]</p> <p>連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任</p> <p>経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。</p>	<p>株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針を含む連結財務諸表の注記について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査上の主要な検討事項</p> <p>監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。</p> <p>[監査基準報告書 701 に従った監査上の主要な検討事項の記載]</p> <p>その他の記載内容</p> <p>[監査基準報告書 720 に従った記載]</p> <p>連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任</p> <p>経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。</p>

改正案	現 行
<p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する（注3）。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する<u>ために、連結財務諸表の監査を計画し実施する</u>。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指揮、監督及び査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている</p>	<p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する（注3）。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指示、監督及び実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p>

改正案	現 行
<p>その他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。</p> <p><法令等に基づくその他の報告> (省略)</p> <p>利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	<p>監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。</p> <p><法令等に基づくその他の報告> (省略)</p> <p>利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
<p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上